

へき地保育所に対する財政支援について

成育局保育政策課

特例地域型保育給付（特例保育）

令和5年度予算額（当初） 1兆5,948億円の内数

→ 令和6年度予算 1兆6,617億円の内数

（※子どもための教育・保育給付交付金の一部として実施）

1 事業の概要

特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域（へき地）において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号）

（参考）子ども・子育て支援法（抄）

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

2 実施主体

市町村

3 負担割合

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

※ 0～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

4 創設年度

平成27年度（平成26年度以前は子どもための教育・保育給付交付金とは異なる形態で補助を実施）

5 か所数

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
371か所	346か所	309か所	294か所	274か所	238か所	225か所	202か所	185か所

就 学 前 教 育 ・ 保 育 施 設 整 備 交 付 金

成育局 保育政策課

令和6年度当初予算案 245億円 + 令和5年度補正予算 318億円 (令和5年度当初予算 295億円)

1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

保育所等の施設整備に関し、通常の国の負担割合は1/2であるが、山村振興法に基づく事業の場合、5.5/10と国の負担割合を5%高く設定している。

2. 施策の内容

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・ 公立認定こども園整備事業
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業
- ・ こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所整備事業

3. 実施主体等

【実施主体】 （私立）市区町村

【設置主体】 （私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所 等
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【補助割合】

（私立） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

（公立） 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所の補助率は国1／2、設置者（市区町村）1／2

次世代育成支援対策施設整備交付金

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付

令和6年度当初予算 67億円 + 令和5年度補正予算 62億円（令和5年度当初予算 67億円）

1 事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		・助産施設 ・児童養護施設 ・職員養成施設 ・児童心理治療施設 ・自立援助ホーム ・児童自立支援施設 ・ファミリーホーム ・児童家庭支援センター ・一時預かり事業所 ・児童厚生施設（児童館） ・地域子育て支援拠点事業所 ・児童相談所一時保護施設 ・利用者支援事業所 ・産後ケア事業を行う施設 ・子育て支援のための拠点施設 ・障害児入所施設 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・児童発達支援センター ・乳児院 ・児童発達支援事業所 ・母子生活支援施設
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕（一部改修、アスベスト処理工事等）、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	※R5補正予算より下線の施設・事業を対象に追加

【令和5年度補正予算より実施する拡充事項】

- 産後ケア事業の施設整備費について、補助率を1／2→2／3に嵩上げを行う。
- 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について、補助率を1／3→1／2に嵩上げを行う。
- 令和6年4月に施行される改正児童福祉法により創設される施設・事業所（上記対象施設欄参照）の補助対象への追加や、児童相談所一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、第3期障害児福祉計画の基本方針に掲げる成果目標の達成に向けた児童発達支援センター等の施設整備の更なる推進に要する経費について確保する。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策について、「経済財政運営と改革の基本方針2023」を踏まえ、耐震化整備、非常用自家発電設備整備、ブロック塀等改修整備、水害対策強化に必要な予算を確保する。

3 実施主体等

【設置主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等 【補助割合】定額（原則国1/2相当、児童館は原則国1/3相当）

子ども・子育て支援施設整備交付金

成育局 参事官（事業調整担当）

令和6年度当初予算 156億円 + 令和5年度補正予算 21億円（令和5年度当初予算 172億円）

1 事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブや病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策や病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1)放課後児童クラブ整備費

放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

放課後児童クラブの受け皿整備を推進し、待機児童の解消を図るため、待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率の嵩上げを継続して実施する。

【令和5年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

- ・学校敷地外で地域のこどもと共に交流する場を一体的に整備する場合の国庫補助基準額を引き上げ
- ・待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

(2)病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

3 実施主体等

【実施主体】

市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

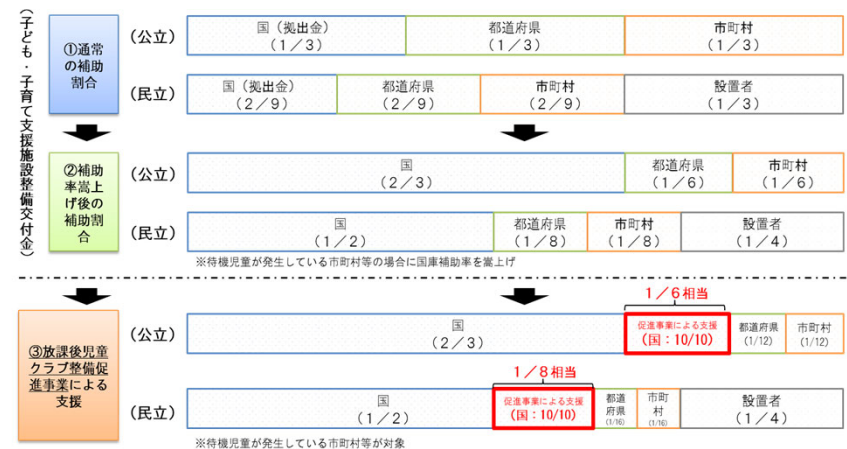
【整備区分】

創設、改築、拡張、大規模修繕（一部改修、アスベスト処理工事等）、応急仮設施設整備

【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9	2/9	2/9	1/3
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

（放課後児童クラブの補助率の嵩上げ）



（本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

（本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

自治体の負担割合を1/2軽減